

担当部署	県土整備局建築住宅部建築安全課建築安全グループ	電話045-210-6257
D-2	吹付け材にアスベストが入っているので対処したいのですが、どのような方法がありますか。 (平成25年4月1日更新)	

【答】

除去工法・封じ込め工法・囲い込み工法があります。工法の選択に関しては、アスベスト含有吹付け材の劣化状況の把握や、建物の運用計画を考慮した上で判断する必要がありますので、設計者や施工業者等にご相談ください。

- ① 除去工法・・・既存のアスベスト含有吹付け材の層を下地から取り除く工法。
- ② 封じ込め工法・・・既存のアスベスト含有吹付け材の層はそのまま残し、アスベスト層へ薬剤の含浸若しくは造膜材の散布等を施すことにより、アスベスト含有吹付け材の層の表層部又は全層を完全に被覆または固着・固定化して、粉じんが飛散しないようにする工法。
- ③ 囲い込み工法・・・既存のアスベスト含有吹付け材の層はそのまま残し、アスベスト含有吹付け材の層が露出しないよう、板状材料等で完全に覆うことによって粉じんの飛散防止、損傷防止等を図る工法。

建築基準法では、吹付け石綿等のある既存建築物については、増改築、大規模修繕・模様替の際に、原則として、吹付け石綿等を除去することとされています。ただし、従前の床面積の2分の1を超えない増改築及び大規模修繕・模様替については、当該部分以外の部分は、封じ込め及び囲い込みの措置を許容することとされています。増築等の工事を伴わないで自主的に対処する場合は、劣化の程度や部位等の条件により、適切な工法が変わるので、施工業者とも相談して工法を選択してください。また、工事中はアスベストが飛散しないよう、十分な措置を行ってください。